

エコボロン® PRO

既築 5 年保証 導入資料一式

201020



KIDS DESIGN AWARD

エコボロン®PRO 既築 5 年保証制度 概要

対象物件	既存住宅
対象事故	施工面からシロアリに食害されたことによる被害
対象虫	イエシロアリ・ヤマトシロアリ（※カンザイシロアリは含まない）
保証金額	上限 300 万円/500 万円/1000 万円（免責金額 1 万円） ※初回の保証申込前に、金額プラン 300 万/500 万/1000 万の中から選択していただきます。原則として、2回目以降も同じ金額プランをご利用いただく形となります。
保証期間	保証書発行日から 5 年間
申込資格者	施工を実施した認定施工士
申込手続	エコボロン®PRO 施工完了物件 1 ヶ月分を月末で締め、翌月 10 日までに、「保証申込書」と「既築施工前点検報告書」を提出し、同月 20 日までに保証料を支払 ※初回の利用時には、事前に「保証プラン登録申込書」を提出してください。ご提出いただいた後に、ご選択いただいたプランの保証申込用書式を送付いたします。
保証料	300 万円プラン・・・3,800 円/件（税別） 500 万円プラン・・・4,800 円/件（税別） 1,000 万円プラン・・・5,800 円/件（税別） ※1 階床面積 200 ㎡以内が対象(200 ㎡超の物件は別途相談)
定期点検	4年目応当日の前後 3 カ月以内に実施
施工	<ul style="list-style-type: none"> ● 施工前に点検を行い、シロアリ被害が発生していないことを確認 ● エコボロン®PRO 施工仕様書を遵守した施工 （施工可能な木部、外周基礎の立ち上がり内面のコンクリート部分、水抜き穴、配管周りなど） ● アルトリセット200SCによる土壌処理（原則として建物基礎の外周部土壌全て） ※布基礎の場合は床下土壌面に面状土壌処理をすること
基礎工法	ベタ基礎、布基礎いずれも可
保証条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットバスであること ・過去にシロアリによる食害被害が無いこと
基礎外側断熱材	基礎外側断熱材については第三者機関で防蟻性能が確認されている材であること
注意点	<ul style="list-style-type: none"> (1) 沖縄県・伊豆諸島・小笠原諸島・薩南諸島・日本国外は対象外となります (2) アメリカカンザイシロアリ等外来種は保証対象外 (3) その他主な免責事項として ①引受損害保険会社の滅失、事業の廃止 ②施工面以外からの食害 ③手続・点検の不備等があります (4) 土壌処理に関しては原則基礎の外周全てです。未処理箇所からシロアリに侵入された場合は、保証の対象外となる場合があります。



既築5年保証 保証プラン登録申込書

PRO-201020 SJ

年 月 日

※本書をご提出いただいた後、
「既築保証申込書 書式一式」を送付させていただきます。

株式会社エコパウダー 御中

FAX: 048-928-0300

MAIL: hosh@ecopowder.com

認定施工士番号 _____

会社名 _____

社印

住所 _____

担当者名 _____

電話 _____

FAX _____

エコボロン®PROによる既築5年保証を利用するため、保証プラン登録申込書を提出します。

プラン名	1件あたり保証料 (※建築面積 200 m ² まで)	登録希望プラン ※一つだけ○を つけてください
①保証金額上限 300 万プラン	3,800 円/件	
②保証金額上限 500 万プラン	4,800 円/件	
③保証金額上限 1,000 万プラン	5,800 円/件	

※ 保証金額上限300万プラン、500万プラン、1,000万プランの中から、希望されるご利用プランをお一つお選びください。

※ 原則として、登録いただいたプランを使い続けていただく形となります。物件ごとにプランを変更することはできません。

※ 元請け会社からプラン変更を求められた場合など、プランを変更する必要がある場合には、エコパウダー社までご相談ください。

※ 既築保証の保証内容、保証条件等につきましては、「既築保証概要」「既築保証規定」にて、ご確認ください。

エコポロン®PRO 既築 5 年 性能保証制度 保証規定

SJ 201020

(保証の概要)

第 1 条

1. **エコポロン®PRO** 既築 5 年性能保証制度 (以下「本保証」という) は、本保証規定に基づき、本保証の対象となる住宅 (以下「対象住宅」という) にシロアリの被害が発見され、その修復工事を行う場合に、株式会社エコパウダー (以下「当社」という) が、施工を実施した代理店または認定施工店 (以下「施工店」という) に対して、修復工事等にかかる費用を補償するものである。
2. 本保証の適用には、本保証規定に定める各条項を満たしていることを必要とする。
3. 本保証は当社と引受損害保険会社との間に締結された保険契約を根拠として成立している。

(保証回数および補償金等)

第 2 条

1. 本保証は、有効期間中に 1 回限り有効とする。
2. 修復工事費用の補償金額は 1,000 万円を限度とする。ただし、免責金は 1 万円とする。

(対象となる住宅および範囲)

第 3 条

1. 対象住宅は、次の各号に掲げる条件を全て満たしているものに限る。
 - (1) 既築住宅で、当社の規定する施工マニュアルに則り、施工店に所属し当社に認定施工士として登録された者 (以下「施工士」という) によって**エコポロン®PRO**、**アルトリセット 200SC** (以下「**エコポロン®PRO** 等」という) が施工されていること。
 - (2) 基礎が鉄筋コンクリート造のべた基礎またはスチール製メッシュとコンクリートによる防湿コンクリート造りの基礎で、基礎高が内部外部とも 300mm 以上あり、床下に人が潜っての点検が可能であること。ただしこれに該当しない基礎であっても、シロアリの侵入に対して強い工法であると判断される場合、保証対象となる。
 - (3) 浴室が JIS A4416 相当以上の防水性能を有するユニットバスであること、または浴室周りがコンクリート造りの腰高布基礎もしくはコンクリートブロックによる腰壁であること。ただし、ユニットバスでない浴室の場合には浴室周りは保証の対象外となる。また浴室周りから侵入した可能性のあるシロアリの被害は保証対象外となる。(第 1 1 条参照)
 - (4) 基礎外側断熱材を使用している場合、第三者機関で防蟻性能を有することが確かめられた材を使用していること。なお、第 1 1 条による制限がある。
 - (5) 第 1 1 条各号に該当のないこと。
2. 本保証が適用される範囲は、対象住宅の登記部分 (ぬれ縁、テラス、車庫などは対象外) に限る。

(対象となるシロアリの被害)

第 4 条

1. 本保証の対象となるシロアリの被害は、次の各号に掲げる条件を全て満たしているものに限る。
 - (1) イエシロアリ属およびヤマトシロアリ属に分類されるシロアリによる被害であること。
 - ※アメリカカンザイシロアリ、ダイコクシロアリ等はこれに含まれない。
 - (2) 以下の①、②のいずれか 1 つ以上に該当する被害であること。
 - ①**エコポロン®PRO** で処理された床下の基礎コンクリート部に蟻道を構築し、侵入したシロアリによる被害。
 - ②**アルトリセット 200SC** 施工部から侵入したシロアリによる被害。
 - (3) **エコポロン®PRO** 等で処理された床下の基礎コンクリート部が雨水、漏水、洪水または著しい結露等によって水に晒された経歴がないこと。
 - (4) 第 1 0 条各号に該当のないこと

(保証の申込)

第 5 条

1. 本保証は申込みを必要とする。申込み資格を有するのは、当社が特別に認可した施工店で、かつ対象住宅に**エコポロン®PRO** 等を施工した施工店に限る。
2. 本保証の申込みには、申込者が次の各号に掲げる手続きを行う必要がある。
 - (1) **エコポロン®PRO** 等を施工する前に施工士が対象住宅の点検を行い、シロアリが発生していないことを確認し、既築施工前点検報告書を作成すること。
 - (2) 施工士が、**エコポロン®PRO** 等施工時点で最新の施工マニュアルに則り、**エコポロン®PRO** 等の施工を実施すること。
 - (3) 保証を利用する際には施工写真の提出が必要となるため、施工マニュアルに従って施工写真を撮影し、保証期間が終了するまでの間、施工写真を保管すること。
 - (4) 各月 1 日から末日までに**エコポロン®PRO** 等の施工が完了した物件の保証申込書を作成し、翌月 10 日までに当社に提出 (FAX 送信) すること。また、同月 20 日までに当社指定口座に保証料を振込むこと。
3. 1 つの対象住宅に本保証を重複して申込みこと、および付保することはできない。重複する場合、保証期間の終期が最も早い 1 保証のみを有効とする。

(効力の発生、有効期間、失効)

第 6 条

1. 当社が発行する保証書が申込者に引き渡された時をもって本保証の効力が発生し、その時点から申込者は被保証者となる。
2. 本保証の有効期間は、対象住宅への**エコポロン®PRO** 等の施工完了日から起算し、5 年後の午後 4 時までとする。
3. 第 1 1 条各号に該当があるなど、本保証が適用されないことが明らかとなった場合、その時点で本保証は失効する。

(被保証者の管理義務)

第 7 条

被保証者は、本保証の有効期間中、第 5 条 2 項 (2) に定める写真の保管とともに、第 8 条 (定期点検)、第 9 条 (通知義務) および第 1 0 条 (事故連絡および保証の申し出) に定める各種手続きを遅滞なく適切に実施する義務 (以下「保証管理義務」という) を負う。保証管理義務を怠ったことが明らかになったときは、その時点で本保証は失効する。

(定期点検)

第 8 条

被保証者は、対象住宅への**エコポロン®PRO** 等の施工完了日または住宅の引渡し日の 4 年後の応当日前後 3 ヶ月の間に点検を実施し、点検完了日から 2 週間以内に、定期点検報告書を当社に提出する必要がある。(FAX 送信可)

(通知義務)

第 9 条

次に掲げる各号に該当する場合、被保証者は、2 週間以内に書面にて当社に連絡をする必要がある。

- (1) 対象住宅の所有者に変更があったとき
- (2) 被保証者 (施工店) が社名変更、事業の廃止または廃業したとき
- (3) 対象住宅の増改築、改装、用途変更、補修または移設等があったとき
- (事故連絡および保証の申し出)

第 1 0 条

1. 点検時や居住者などからの情報によりシロアリの発生を発見、または可能性があると判断した場合、被保証者はすみやかに当社に連絡をし、連絡後 2 週間以内に、規定書類 (①被害状況報告書 ②住宅の修理見積書 ③保証書) とともに、第 5 条 2 項 (2) の施工写真および被害箇所の写真を提出する必要がある。ただし②については、当社と打合せをした後の提出でも良い。
2. 被害状況報告書ならびに見積りに基づき、当社社員または損害保険会社の社員等が被害状況を確認する場合、被保証者は協力しなければならない。
3. 被保証者は、修復工事が必要か否かの判断がつかない場合、木造建築の専門家 (一級建築士等) の判断を仰ぐこと。
4. 本条 1 項の連絡と諸手続きを完了後、被保証者は当社との間で書面による合意書を締結した後、速やかに当該建物のシロアリ駆除作業を行わなければならない。なお、被保証者が正当な事由が無く駆除作業に着手しない場合、当社が被保証者の代理として、直接駆除業者に駆除工事を依頼することができる。この際、被保証者は施主に対し、その旨を説明し、駆除作業に支障が出ないように優先して協力する義務を負う。駆除費用はすべて被保証者の負担とし、当社から請求があったときは、請求日の日付から 30 日以内に精算しなければならない。

(保証が適用されない場合)

第 1 1 条

次に掲げる各号のうちに該当があった場合には、本保証は適用されない。

- (1) 地震、火山の噴火、洪水、津波、台風、暴風雨または豪雨等の自然現象が原因となりシロアリが誘発された場合
- (2) 沖縄県、伊豆諸島、小笠原諸島、薩南諸島または日本国外に所在する住宅の場合
- (3) イエシロアリ属およびヤマトシロアリ属に分類されるシロアリによる被害でない場合 (※アメリカカンザイシロアリ、ダイコクシロアリ、キクイムシ、腐朽菌、その他木材害虫による被害など)
- (4) **エコポロン®PRO** 等の施工完了日以前から、すでにシロアリに侵入されていた場合
- (5) 対象住宅への**エコポロン®PRO** 等の施工時に、最新の施工マニュアルを遵守した施工がされていなかった場合 (処理量の不足、必須施工箇所の処理忘れ、雨水等に濡れた際の再処理を怠った、など)
- (6) **エコポロン®PRO** 等の施工に不備や瑕疵があった場合
- (7) **エコポロン®PRO** 等による施工箇所以外から侵入した可能性のあるシロアリの被害である場合
- (8) **エコポロン®PRO** 等による処理がされた床下の基礎コンクリート部にヒビ割れ等の損壊が発生しそこから侵入したシロアリの被害である場合
- (9) ユニットバス以外の浴室周り、ぬれ縁、テラス、車庫などの保証範囲外部分の被害である場合
- (10) ユニットバス以外の浴室周り、ぬれ縁、テラス、車庫などの保証範囲外部分から侵入した可能性のあるシロアリの被害である場合
- (11) 基礎の仕上げ材 (木質系サイディング材、サイディング裏に貼付された断熱材、基礎表面モルタル仕上げ材、基礎表面に貼付されたタイルやレンガ等) の裏側や内部など、目視点検ができない箇所からシロアリが侵入し発生した被害である場合
- (12) 基礎断熱工法の基礎断熱材 (内側・外側) の裏側や内部など、目視点検ができない箇所からシロアリが侵入し発生した被害である場合
- (13) 玄関内側・外側等 (勝手口等、いわゆる住宅から出入りできる箇所を含む) の土間仕上げ材 (タイル、レンガ、コンクリート、モルタル仕上げ等) の下地材 (断熱材、盛土、盛砂等) を通って (これらは目視点検ができない箇所) シロアリが侵入し発生した被害である場合
- (14) 玄関内側・外側等 (勝手口等、いわゆる住宅から出入りできる箇所を含む) の下地造成、仕上げ造成 (盛土、盛砂、断熱材等) に起因し、シロアリが侵入し発生した被害である場合
- (15) 対象住宅の施工の不備、防水の不具合、または損壊等が発生した際の修繕の不備が原因となりシロアリが侵入し発生した被害の場合
- (16) 故意または過失、および住宅構造によって、シロアリが誘引された状況が強く認められる場合 (※床下土間の清掃不備、防水不具合等による湿潤状態の継続、基礎外周の土盛り、耐力壁や下地板等の耐湿処理の不備、基礎立ち上がり部分に接した基礎断熱材・サイディング等の建材に起因する場合、など)
- (17) 被保証者が保証管理義務 (第 9 条 通知義務、第 1 0 条 事故連絡および保証の申し出) を怠った場合
- (18) 引受損害保険会社が廃業等で滅失した場合または損害保険事業を廃止した場合
- (19) 本保証の保証期間が終了した場合
- (20) 建物のシロアリが発生または発生の疑いが生じたとき、認定施工店に連絡が無く防除施工、駆除施工または修復施工がされた場合

(事故調査および補償金額の決定)

第 1 2 条

1. 補償金額は、第 1 0 条の事故調査等を参考に、専門家によって算出された評価金額により決定する。
2. 補償金額は、点検・調査費用、駆除費用、再施工費用 (**エコポロン®PRO** 等による再施工)、修復費用 (構造上危険とされた場合) および破壊調査に伴う修復費用に限られる。
3. 第 1 0 条の事故調査等の結果、保証が適用されないことが明らかとなった場合、前項に挙げた費用の補償はされず、また事故調査等費用も補償されない。

(保証方法)

第 1 3 条

1. 第 1 2 条により決定された補償金額が免責金の 1 万円を上回る場合、補償金額から免責金 1 万円を差し引いた額を、被保証者に対して支払うものとする。
2. 補償金額が免責金の 1 万円を下回る場合、補償金は支払われない。

(保証内容の変更)

第 1 4 条

当社および引受損害保険会社は、本保証規定の内容を変更する必要性が生じた場合は、予告無く変更することができる。

(合意管轄)

第 1 5 条

本保証に関して争訟の必要性が生じたときは、当社の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

附則 この保証規定は令和 2 年 10 月 20 日より適用される。

— エコボロン住宅保証制度 —
アルトリセット 200SC (土壌処理用防蟻剤) 施工マニュアル

※本施工マニュアル通りに施工し、保証申込書と施工完了報告書を提出することで、①『エコボロン10年性能保証制度』における5年目点検報告の免除、②『エコボロン30年保証システム』の利用、③『損保ジャパン補償額選択式5年保証』の利用、が可能になります。

1. 製品概要

製品名：アルトリセット 200SC

成分：クロラントラニプロール (18.4w/w%、20.0w/v%)

内容量：500ml

稀釈倍率：400倍 (水199, 5Lに対して本剤500mlを添加してよく混合する)

製造元：シンジェンタジャパン株式会社

◆特徴

- ・高い安全性により、米国環境保護庁 (EPA) の低リスク殺虫剤 (RRP) に指定されています。
- ・非忌避性・遅効性の薬剤ですが、摂食抑制効果は速やかに発現し、木材への加害を防ぎます。
- ・優れた残存効果で、長期間家屋を守ります。(野外試験で10年の実績)
- ・シロアリの習性によって巣に薬効が広がります。巣ごと駆除することも可能です。

2. 事前の商品説明について

施工を円滑に行うため、お客様 (建築主様やお施主様) にアルトリセット 200SC の説明 (薬剤の特徴・施工方法など) を行い、了承を得た上で施工してください。

※必要に応じて (公社) 日本しろあり対策協会「安全管理基準」に準じた「現場事前調査確認シート」を作成し、お施主様と共有してください。

3. 処理箇所・処理方法について

アルトリセット 200SC は、水で400倍に希釈して噴霧器、ジョーロ、土壌注入器 (四方ノズル、細ノズル) などで処理します。建物基礎の外周部の土壌に、溝処理または土壌注入処理にて薬剤を散布して下さい。

※土壌注入処理を行う場合は、土壌注入器を使って処理して下さい。

※他の薬剤を使った機器は、兼用しないで下さい。他の薬剤の成分が混入したり、臭いがついたりといったトラブルの原因になります。

【処理箇所】・・・建物基礎の外周部全て

※『エコボロン30年保証システム』または『損保ジャパン補償額選択式5年保証』を利用する場合には、原則として、建物基礎の外周部を全て処理して下さい。

※建物基礎の外周部全てを処理しなかった場合でも、玄関ポーチ土間の外周部・勝手口土間の外周部、その他外周地盤(GL)より盛土した土間の外周部を処理した場合には保証の申込は可能としますが、未処理箇所から侵入したシロアリ被害は保証の対象外となります。

【処理方法】・・・溝処理法または土壌注入処理法

※土壌注入処理を行う場合は、土壌注入器（四方ノズル、細ノズル）などを使い処理して下さい。

※他の薬剤を使った機器は、兼用しないで下さい。他の薬剤の成分が混入したり、臭いがつくなどトラブルの原因となります。

◆**外周処理**

外周処理は米国では一般的な処理方法で、建物外周の溝に希釈した薬剤を処理する「溝処理」と、穿孔して土中に灌注する「土壌注入処理」があります。これらの処理法のメリットは、構造上床下に処理が出来ない場合でも薬剤を処理出来る点です。

【**溝処理**】

建物の基礎際の外周まわりに、幅15cm深さ20cm以上の溝を掘り、希釈液を1mあたり5L処理して下さい。その後、掘った土は埋め戻して下さい。

【**土壌注入処理**】

外周部がコンクリート打ちの場合に、ドリル等で30cm間隔に深さ10～30cmまで穿孔し、土壌注入器（四方ノズル、細ノズル）を用いて希釈液を1孔あたり2L注入して下さい。

注入する位置はタイル張り、コンクリート打ちの下側の土壌とします。処理後は、穴をふさいで下さい。

◆**参考・・・その他の土壌処理法**

【**帯状散布法**】

帯状散布法は、床下土壌表面に薬剤を帯状に散布する方法です。

建物の基礎の立ち上がり部分内周辺及び内部基礎の立ち上がり部分の周囲、束石の周囲、架台の周辺、配管などの立ち上がり部分の土壌に対して、壁際から帯状に20cm幅で薬剤を処理します。1mあたり1Lの希釈液で処理します。

【**面状散布法**】

面状散布法は、床下土壌表面に薬剤を散布する方法です。シロアリは基礎外周部を伝って侵入する事が多いため、基礎外周部付近を念入りに処理すると効果的です。

1㎡あたり3Lの希釈液で処理します。

4. 使用に際しての注意

1. アルトリセット 200SC は土壌処理用のシロアリ防除剤ですので「しろあり防除施工士」資格保有者による取扱いをお願いします。
2. 使用前に必ず容器のラベルをよく読み、十分理解した上で使用して下さい。
3. 定められた使用方法を厳守して下さい。間違った使い方をすると、効力不足や健康を害することがあります。
4. 環境汚染しないために乱用は避けて下さい。また、井戸、地下水などを汚染するおそれのある場所、水棲生物に被害を及ぼすおそれのある場所では使用しないで下さい。特に養蜂場所での使用は避けて下さい。
5. 稀釈する場合は水がはね返らないようにして、均一に攪拌し、手や指で直接かき混ぜるようなことはしないで下さい。薬液の容器は専用のものでし、他と兼用はしないで下さい。
6. 使用の際は、必要量だけ分取して調整し、その都度使い切ってください。
7. 本剤を他の薬剤と混合したり、加熱したりしないで下さい。
8. 病人、特異体質者、妊婦、乳幼児等は、薬剤の影響のない場所に移動させて下さい。薬剤によってアレルギー症状やカブレ等を起こしやすい特異体質の人は、薬剤の作業には従事しないようにして下さい。
9. 食品、食器、飼料、おもちゃ、寝具、衣類、愛玩動物、観賞魚、植物、貴重品、美術品、楽器、電気製品等はあらかじめ他へ移すか、あるいは格納し、薬剤がかからないようにして下さい。

5. 使用中または使用後の注意

1. 塗装面やプラスチック、石材、漆喰、白木等に薬剤が付着した場合は変色・変形する場合がありますので、覆い等の処置をして薬剤がかからないようにして下さい。
2. 保護具（長袖の作業衣、作業帽、保護メガネ、保護マスク、保護靴、ゴム手袋など）および使用する機械器具は、あらかじめよく点検整備しておいて下さい。使用に際しては、保護具を必ず着用し、身体の露出を少なくして薬剤を浴びないようにします。なお、屋内での使用後は必ず換気を行って下さい。
3. 風通しの悪い場所での作業は、局所換気装置を利用するなど換気に十分配慮して、無理な作業は行わないで下さい。
4. 薬剤の調整、散布中は喫煙、飲食をしないで下さい。使用中または使用後にトイレに行くときは手や顔をよく洗ってから行くようにして下さい。
5. 使用後は必ず、また薬剤が皮膚についたときは直ちに石けんと水でよく洗って下さい。万一、薬剤が目、口などに入った場合は直ちに水でよく洗い流して下さい。作業中に大量の薬剤を浴びた場合は、直ちに汚染された衣服を脱ぎ、シャワーを浴びるなどして体に付着した薬剤を洗い落とし、清潔な衣類に着替えて下さい。また、必要に応じて、医師の診療を受けて下さい。
6. 万一、誤って薬剤を飲み込んだ場合や、薬剤の使用により頭痛、目や喉の痛み、咳、めまい、吐き気、気分が悪くなった場合等は、直ちに使用を中止し、清浄な空気がある場所に移り、安静にして、医師の診療を受けて下さい。診療を受ける際には、使用薬剤の名称、成分名、症状、状況等について出来るだけ詳細に医師に告げて下さい。

7. 作業時の衣服は、他の衣服と区別して洗濯し、保護具も洗剤を使ってよく洗って下さい。稀釈や薬剤処理に用いた器具や機械もよく洗って下さい。
8. 使用済みの空容器等は、子供が触れないように注意するとともに、他に転用しないで下さい。汚染された器物や洗浄液は、作業現場から持ち帰り、処分に当たっては、自治体の条例に従う他、地下水を汚染するおそれのある場所には捨てないで下さい。

6. 保管上の注意

1. なるべく専用の保管庫に収容し、冷暗所に保管して下さい。
2. 食品、食器、飼料等と区別し、部外者や子供、犬、猫等が侵入しないように施錠しておいて下さい。紛失防止に対処するため、在庫状況、使用量等を常時把握できるように管理して下さい。
3. 稀釈した薬液は使い切ってください。使用していない製剤原液は、容器の栓を確実に締め、所定の場所に戻して下さい。

7. その他の注意事項

1. 購入した薬剤は速やかに使って下さい。
2. 本品は、寒冷地等では粘度があがることがあります。容器から出しにくい場合は常温に戻してから使用して下さい。また、凍結した場合は、20℃程度の温度下で自然解凍させてから、容器をよく振って使用して下さい。
3. 漏洩した場合は次のように処置して下さい。
 - ①希釈液が漏洩した場合は、吸収性の媒体、例えば砂、軽石、ボロ布、オガクズ等に吸収させ、広がりやを阻止して回収して下さい。
 - ②希釈液が漏洩し、火災の危険が生じた場合には、すべての火元を止め、火災を防止する措置を講じます。
 - ③漏洩した希釈液が井戸、池、河川などの水系に流入した場合は、直ちに警察または保健所に届け出て下さい。
4. 火災事故の場合には次のように処置して下さい。
 - ①火災の拡大を軽減する最大の措置を講じて下さい。
 - ②薬剤が燃焼すると有害なガスが発生するおそれがあるので、周辺にいる人を避難させて下さい。
5. 本剤の有効成分は比較的残留性が高いので、処理土壌の流亡（流れ出る）あるいは廃棄に際しては、環境に影響を及ぼさないように対応して下さい。ラベルに記載した使用方法や注意事項等を守らないで生じた事故についての責任は負えません。
6. 使用に際してのご不明な点や事故等があった場合は、発売元へご連絡下さい。
7. その他の取扱いについては、(公社)日本しろあり対策協会の「しろあり防除施工における安全管理基準」に準じてください。

アルトリセット 200SC 土壌処理 施工完了報告書 (201020 版)

土壌処理 施工日	西暦 年 月 日		
建物所有者	様		
住 所	〒		
現 場 住 所 (住所と異なる場合記入)	〒		
使 用 本 数	本 (製造番号)	1 階 床 面 積	㎡
処 理 方 法	<input type="checkbox"/> 溝処理 <input type="checkbox"/> 土壌注入処理 <input type="checkbox"/> その他()		
処 理 箇 所	<input type="checkbox"/> 全面(全周) <input type="checkbox"/> 玄関ポーチ周囲 <input type="checkbox"/> 勝手口周囲 <input type="checkbox"/> その他()		
【施工箇所 簡略平面図(建物外周 1 本線)】 ※施工箇所の記入は太線・赤字を推奨			
(備考・コメント欄)	施工会社名		
	住 所	〒	
	電 話		
	担 当 者 名		